

第1章 愛媛県住生活基本計画の目的と位置づけ

1 愛媛県住生活基本計画の目的と背景

(1) 計画の目的

愛媛県では、住生活基本法第17条に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」に即して、平成18年度を初年度とする「愛媛県住生活基本計画」を策定し、その後、全国計画の見直しに合わせて、平成23年度、平成28年度と改定を行い、「愛顔あふれる住まい・まち・暮らし」の基本理念のもと、住宅政策を推進してきました。

しかし、少子高齢化が県内全域で進み、今後は世帯数も減少に転じることが予測されているなど、本県の住まいを取り巻く状況は大きく変化しつつあります。一方、国は令和3年3月に「住生活基本計画（全国計画）」を見直し、頻発激甚化する災害への対応や、気候変動問題への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新たな日常」への対応など、時代の変化を踏まえた新たな住宅政策の方向性を提示しています。

本計画は、愛媛県における最新の住宅・住生活にかかる課題や現況等を把握し、国における施策のポイント、制度的枠組みや既往の住宅政策の検証を踏まえつつ、今後の推進すべき住宅政策の体系ならびに施策の方向を示すことを目的としています。

(2) 計画策定の背景

- ・「愛媛県住生活基本計画（平成29年3月）」は平成28年度～37年度（令和7年度）の10年間の計画ですが、策定から5年が経過し、この間も少子高齢化・人口減少が進んでいるとともに、平成30年の豪雨災害の発生や、新型コロナウイルスの感染拡大による社会変容など、社会情勢の変化への対応が必要です。
- ・国において「住生活基本計画（全国計画）」が令和3年3月に見直しされたことから、新たな国の動向を踏まえつつ、本県としての地域特性に応じて目標・施策を示し、住宅政策を進める必要があります。
- ・平成29年10月に住宅セーフティネット法が改正され、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」などを含む新しい住宅セーフティネット制度がスタートしており、本県としても新しい住宅セーフティネット制度の推進に関する政策を検討・推進する必要があります。
- ・南海トラフ地震の発生確率が高まるとともに豪雨災害などが頻発していることや、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）から2050年前後に世界のCO2排出量が正味ゼロとなっていることが必要との

報告がなされ、対応が急務であることなど、住宅分野における防災や地球温暖化防止対策が求められています。

- ・住生活基本法において、都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下、「都道府県計画」という）を定めるものとされており、県は全国計画の見直しに合わせて地域の住宅政策の核となる施策の基本方針を示すことが求められています。

これらの情勢を踏まえ、これまでの取り組みを見直すとともに、今後の新たな課題に対応していくため、国の住生活基本計画（全国計画）の見直しに伴い、愛媛県住生活基本計画も見直すこととしました。

なお、全国的に高経年マンションにおける管理不全が問題となっていることや、県下でも20年後には築40年超のマンション戸数が約11倍と急増することが予想されることなどから、本計画と併せて策定した「愛媛県マンション管理適正化推進計画（町域）」を巻末に掲載します。